

入 札 公 告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月7日

宮城県蔵王高等学校長

1 入札に付する事項等

- (1) 件名 自動販売機設置の用に供するための教育財産の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数） 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 貸付期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（更新なし）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 宮城県の自動販売機の設置に係る一般競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の自動販売機の設置に係る一般競争入札参加資格を取得した者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から入札の日まで宮城県から物品調達等の入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間
 - イ 場所 宮城県蔵王高等学校
 - ロ 期間 令和7年2月7日から令和7年2月14日まで
- (2) 入札及び開札の日時及び場所等
 - イ 日時 令和7年2月25日 午前10時
 - ロ 場所 宮城県蔵王高等学校 会議室
 - ハ 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

4 入札説明書等に対する質問書及び回答

- (1) 受付期間 令和7年2月7日から令和7年2月14日まで
- (2) 提出方法
一般競争入札説明書等に関する質問書様式3号を電子メールまたはファクシミリで提出すること。

(3) 質問書に対する回答

質問事項に関する回答は、宮城県蔵王高等学校ホームページに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

財務規則第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認められるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

財務規則（昭和39年宮城県規則第7条）第113条の規定により契約保証金を徴収するが、同規則第114条第1項第3号、第4号又は第10号の規定に該当する場合は、免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。

8 問い合わせ先

〒989-0851

宮城県刈田郡蔵王町大字曲竹字濁川添赤岩1-7

担当（事務室）高橋 和博

電話番号 0224-33-2005

ファクシミリ 0224-33-2034

電子メール zao-h@pref.miyagi.lg.jp

再度入札の方法について

令和7年2月7日付けで公告した、下記業務の再度入札の方法及び日時については次のとおりとする。

1 件名 自動販売機設置の用に供するための教育財産の貸付け

2 再度入札書の提出期限等

(1) 再度入札書の提出期限等については次のとおりとする。なお、再度入札の執行場所は、当初の入札執行場所と同じとする。

	区 分	期 日
1	再度入札依頼	令和7年2月25日 午前11時00分
2	再度入札書提出期限	令和7年2月25日 午後1時00分
3	再度開札日時	令和7年2月25日 午後1時10分

※再度入札で予定価格に達しなかった場合、設置の必要性を再検討することとなります。

3 再度入札の方法

(1) 当初の入札書の改札終了後に、再度入札の通知を行うので、入札書を提出できる体制をとらなければならない。

(2) 当日の開札状況により日時が変更となるときがあるので、その場合は変更となった再度入札日時及び開札日時を通知する。